

## 2.4 第4回 ～北海道札幌市～

### 2.4.1 開催概要

図表 2-4-1 第4回 開催概要

項目	内容
タイトル	文部科学省委託事業「ケータイモラルキャラバン隊」 札幌市 PTA 協議会 研修会
開催日時	平成 25 年 2 月 6 日（水） 13:00～15:40
開催場所	札幌市生涯学習センター ちえりあ 1F ホール
定員	320 名 参加者約 260 名
主催	情報通信総合研究所、文部科学省、札幌市 PTA 協議会
共催	安心ネットづくり促進協議会
後援	札幌市教育委員会

図表 2-4-2 第4回 プログラム

<b>1.挨拶</b>
山本 清和（札幌市 PTA 協議会 会長）
<b>2.文部科学省説明</b>
「ケータイモラル、情報等に関する小学校、中学校での取り組み」 関根 章文（文部科学省 スポーツ・青少年局参事官（青少年健全育成担当）付 青少年有害環境対策専門官）
<b>3.総務省説明</b>
「スマートフォン等の安心・安全な利用環境の整備に向けた取り組み」 諏訪 公男（総務省 北海道総合通信局 情報通信部 電気通信事業課長）
<b>4.講演</b>
「ケータイやスマホを賢く安全に使える子に育てるには？ ～見守る側としてできること & 知っておきたいこと～」 尾花 紀子（ネット教育アナリスト）
<b>5.会場トークセッション</b>
「子どもたちが情報社会に向き合うために、大人がやるべきこと」 パネリスト：尾花 紀子（ネット教育アナリスト） 小向 太郎（早稲田大学大学院 国際情報通信研究科 客員准教授） 関根 章文（文部科学省 スポーツ・青少年局参事官（青少年健全育成担当）付 青少年有害環境対策専門官） 岡田 直也（札幌市教育委員会 指導室係長） コーディネーター：曾我 邦彦（社団法人 日本 PTA 全国協議会 元会長）

## 2.4.2 講演内容

### (1) 挨拶

- ・今年度の札幌市 PTA 協議会 研修会として、ケータイモラルキャラバン隊をお招きした。皆さんとスマホについて考える機会としたい。
- ・「スマホ 18 の約束」にあるように、子どもとスマホは全世界的な問題だ。
- ・進化し続けるスマホは非常に重要なツールだが、子どもには諸刃(もろは)の剣である。
- ・子どもの携帯電話・スマホとどう向き合うのか、家庭で話し合うきっかけとして欲しい。

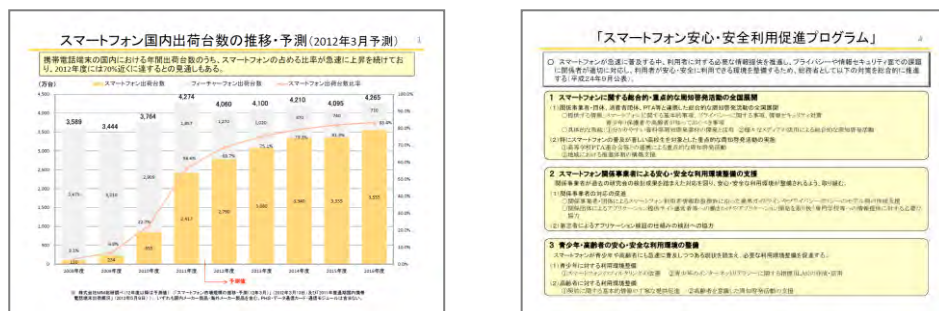
### (2) 文部科学省説明

- ・このキャラバン隊は昨年度からの事業である。各地の方々に直接説明し、また、意見を聞き、それを施策に反映させる機会である。
- ・「バーチャルよりリアル」、「うち遊びより外遊び」、「一人より集団で」をモットーに、体験活動の推進ほか、青少年の健全育成を担当している。
- ・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」には、通信事業者や販売店だけではなく、保護者にも義務と責務がある。携帯電話・スマホの利用者が子どもであることを事業者へ通知しなくてはならない。また、ネットには有害情報があることを子どもにも認識させ、携帯電話・スマホの利用を見守らなくてはならない。
- ・急速に普及するスマホは生活を便利にするツールであり、それ自体が悪いわけではない。正しく使うモラルとルールが必要だ。

### (3) 総務省説明

- ・資料にて「スマホ等の安心・安全な利用環境の整備に向けた取組について」を説明。スマホはパソコンのように高機能で、しかも個人情報のお宝庫だ。従来型の携帯電話では携帯電話事業者のフィルタリングが機能していたが、スマホはアプリケーションや無線 LAN を経由するとフィルタリングが効かない。

図表 2-4-3 総務省 資料(抜粋)



#### (4) 講演

- ・先日ニュースにもなった、「スマホ 18 の約束」を日本に合うようにアレンジした。
- ・20歳以下の子どもは、デジタル環境が揃ってから生まれている。育っている環境や感覚が違う。だからこそ、新たなビジネスや文化を産む力がある。
- ・スマホのパスワードは親が設定してから渡すこと。相手の状況を想像して、メールや電話をする思いやりを持たせよう。
- ・最初に携帯電話等を持たせるときは、試用期間として「貸し出す」という意識が良い。必要なときだけ子どもに渡すというルールを作ることで、携帯電話等を始終使っているという癖をつけないようにする。最初が肝腎である。
- ・コミュニティサイトの利用にはリスクがある。リアルなコミュニケーションを大切にしよう。
- ・携帯電話等のルールは、子どもの成長と必要性に応じて、柔軟に変更しよう。

#### (5) 会場トークセッション

- ・インターネット上でのモラル教育が必要なのは、携帯電話やスマホだけではない。子どもたちはパソコンやタブレット端末も利用しており、「ネットモラル」として取り扱うべきである。
- ・文部科学省でも、来年度からは「ネットモラルキャラバン隊」と事業名を変更する予定である。
- ・これまでは、「フィルタリングをすれば安心」と説明されてきたが、実際には難しくなっている。家の中ではフィルタリングしたとしても、子どもたちはファーストフード店の無料公衆無線LANを利用して、フィルタリングをされていない携帯ゲーム機で遊んでいる。フィルタリング機能が利用できる携帯ゲーム機であっても、設定されていないケースも多い。また、たとえ設定していたとしても、子どもたちはそれを外してしまう。
- ・我が家ではあえてフィルタリングをかけていない。フィルタリングは危険なことから逃げているだけで、根本的な解決にはならない。親の責任において、モラル教育をきちんと行うことが重要だと考えている。
- ・全てがフィルタリングできなければ無意味といった意識を持ちがちだが、有効なケースもある。フィルタリングは利用すべきである。ただ、これまでの日本では、通信事業者への期待が大きく、自己責任という部分が見過ごされがちであった。フィルタリングは免罪符ではなく、もっと子どもたちに危険性について伝えなくてはならない。自分で自分を守る人間力を育てて欲しい。そのためには親子のコミュニケーションが重要である。
- ・コミュニケーションを取れない保護者へのアプローチが問題である。学校を動かし、親を動かすためにはどうすればよいか。まずは校長や教頭には要望を上げることから始める。文部科学省としても保護者にどうやって伝えていくかという点については検討を進めており、地域へ相談室を設置することも考えている。

## 2.4.3 当日の様様

### ① 文部科学省説明



### ② 講演



### ③ パネルディスカッション



## 2.5 第5回 ～兵庫県姫路市～

### 2.5.1 開催概要

図表 2-5-1 第5回 開催概要

項目	内容
タイトル	文部科学省委託事業「ケータイモラルキャラバン隊」 兵庫県 PTA 協議会 研修会
開催日時	平成 25 年 2 月 23 日（土） 13:30～16:10
開催場所	姫路市文化センター 小ホール
定員	300 名 参加者約 200 名
主催	情報通信総合研究所、文部科学省、兵庫県 PTA 協議会
共催	安心ネットづくり促進協議会
後援	兵庫県教育委員会、姫路市教育委員会、姫路市連合 PTA 協議会

図表 2-5-2 第5回 プログラム

<b>1.挨拶</b>
尾上 浩一（兵庫県 PTA 協議会 会長）
<b>2.文部科学省説明</b>
「ケータイモラル、情報等に関する小学校、中学校での取り組み」 関根 章文（文部科学省 スポーツ・青少年局参事官（青少年健全育成担当）付 青少年有害環境対策専門官）
<b>3.総務省説明</b>
「スマートフォン等の安心・安全な利用環境の整備に向けた取り組み」 新堂 忠彦（総務省 近畿総合通信局 情報通信部 電気通信事業課長）
<b>4.講演</b>
「子どもたちの情報モラル意識を育む」 米田 謙三（私立羽衣学園高等学校 教諭）
<b>5.会場トークセッション</b>
「子どもたちが情報社会に向き合うために、大人がやるべきこと」 パネリスト：米田 謙三（私立羽衣学園高等学校 教諭） 関根 章文（文部科学省 スポーツ・青少年局参事官（青少年健全育成担当）付 青少年有害環境対策専門官） 西田 健次郎（姫路市教育委員会 学校指導課長） 増尾 賢一（姫路市連合 PTA 協議会 会長） 井上 真由美（安心ネットづくり促進協議会 普及啓発副主査、株式会社ミクシィ ユーザーサービス本部 CS 推進部 渉外担当） コーディネーター：曾我 邦彦（社団法人 日本 PTA 全国協議会 元会長）

## 2.5.2 講演内容

### (1) 挨拶

- ・保護者が子どもに与えて(しまって)いる携帯電話・スマホやゲーム機が大変な環境にある点、及びそれを持たせる保護者の責任について認識していただきたく、ケータイモラルキャラバン隊をお招きした。
- ・情報化社会を生き抜かなくてはならない子どもたち自身も勉強するよい機会としたい。
- ・情報化を取り巻く環境は厳しいが、大人が勉強し適切に子どもに与えなくてはならない。

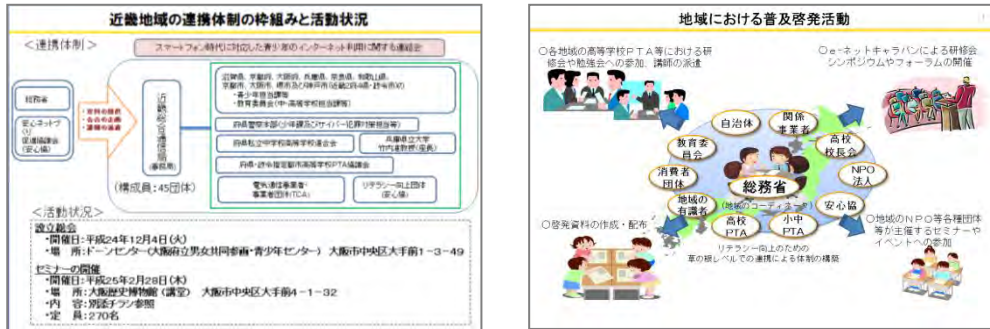
### (2) 文部科学省説明

- ・青少年インターネット環境整備法の基本理念は「適切な活用能力の推進」(情報モラル)、「有害情報閲覧機会の最小化」(フィルタリングなど)、「民間の自主的・主体的な取組を政府が支援する」(民間の取組を求めている)である。保護者にも義務と責務がある。子どもがその携帯電話等を利用することを事業者に通知する義務、ネットには有害情報があることを子どもに認識させ、保護者が適切に管理し、携帯電話等の利用を見守る責務である。
- ・学校への持込禁止は「所持禁止」とは異なる。個々の家庭の状況により、緊急の連絡手段とせざるを得ない場合もあり、学校長と相談の上、例外的に持ち込めるケースもある。学校や地域の実態によって異なる。地域では是非携帯電話やスマホの使い方について話題にして欲しい。課題に感じた方が広めていかないと社会に浸透していかない。

### (3) 総務省説明

- ・近畿地方の世帯の約 92%(H24.9)がインターネットを利用している。また携帯電話の契約数を人口で比較すると、101.2%(H24.12)となっている。
- ・スマホはパソコンのような働きをするものである。フィルタリングの機能がうまく働かない点が問題となっている。
- ・総務省では、地域の連携体制として学校・教育委員会、地域 PTA、警察本部、民間事業者と連絡会を開催している。注意事項の情報提供や啓発活動として、e-ネットキャラバンも実施しており、是非活用してほしい。また同連絡会でスマホに特化したセミナーを2月28日に開催する予定であるため、こちらも是非御参加いただきたい。

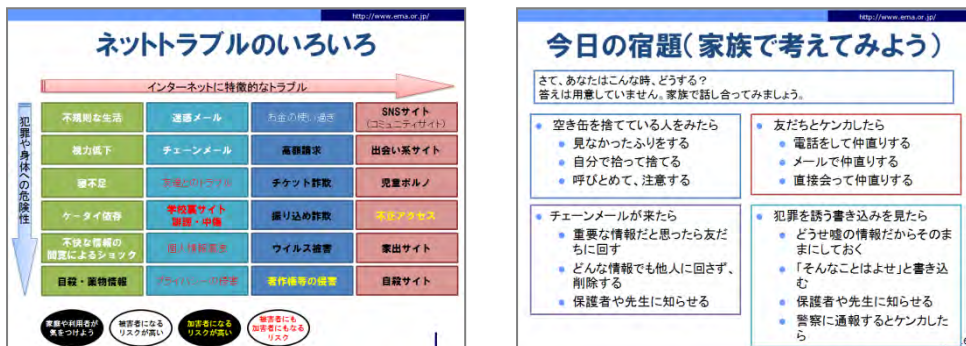
図表 2-5-3 総務省 資料(抜粋)



(4) 講演

- ・ネット社会の大きな変化は、「受信」から「受発信」ができるようになったことである。情報社会を生きていく上で、賢い発信者になるのか、被害者や犯罪者になるのかの2つがある。
- ・取組の一つとして高校生熟議を行っており、高校生がワークショップを通じて、時には事業者や省庁の協力を得てスマホやネットをどう扱えばよいか考える機会を得ている。
- ・熟議を通じて高校生たちも「依存」を課題に感じていることがわかった。中には自分たちが依存しているかどうか分からないため、他人に指摘してほしいという声もある。「少しスマホに依存しているのではないか」と声をかけることを家庭でのルールにしてもよいのかも示れない。具体的にどのようなルールを築いていけばよいかは、「18の約束」が参考になる。
  - 保護者の責任下での利用により、適切な対応を行うという意識の醸成
  - 大切な連絡手段である(暇つぶしツールではない)という意識の醸成
  - 使う時間のルールの設定
  - 「見つからなかったらいい」という意識をよしとしない
  - 所持することに対する責任感の醸成(金銭的面、個人情報流出のリスクの理解)
  - リアルなコミュニケーションの重要性の認識

図表 2-5-4 講演資料(抜粋)



## (5) 会場トークセッション

- ・情報の授業が始まったため、情報モラルについても生徒は学んでいるが、一番学ぶ機会がないのが保護者だ。これからの時代は一步先を進んで、子どもに教えられる能力を身に付けないといけない。それに応えるものとして、企業や関連団体が出前授業のような形で学校での講座・講演を行っているケースがある。学校や教育委員会を通じてコンタクトすれば受け付ける。姫路市教育委員会でも、学校の要請に応じて有害情報対策講座を過去 26 回行っている。これまでも約 6,000 人が受講されており、子どものみならず保護者も対象となっている。
- ・姫路市では、小中学校にタブレット、中学校に電子黒板を入れていくことを考えている。その中で教員対象に危険性などを理解する研修を行い、機器を使う際に子どもに伝えていく。また、最終的に家で使う時間については家庭でみてもらう。
- ・大学に行くとレポートをファイルで提出することが当然の世界となっている。いまや、インターネットに接しないと生きていけない社会になっている。リアルの世界で学んだことを生かして、自分に必要なものを選択できる目を養っておかなければ、落とし穴に入る懸念が十分ある。
- ・依存症の問題も懸念される。依存症は医学的な定義はされていないが、本来他のことをしなくてはいけないのに、それを差し置いて振り回されたりする状態をいう。海外では、依存傾向にある子どもに対する療法としてキャンプでの生活改善などが行われている。依存症を防ぐには、基本的な生活習慣を確立することが第一であり、生活の乱れを発見することが重要だろう。
- ・人とコミュニケーションを取る上では、人とつながっていくことができる力を持つことが重要である。そのためには、直接話をしながら自分の人間性などを伝え、信頼関係を相互に築いていくことが大切である。インターネットはそういったコミュニケーションの道具にすぎない。
- ・子どもを守りたいという意識の一方で、海外勢が台頭している ICT 分野で日本の企業にがんばって欲しいという思いもある。この世界が伸びるためには、健全な子どもを育てて、世界を驚かせるアイデア(技術)を出せる子を育てないといけないと感じている。そのために大人は自身が勉強し、子どもの一步先を行って自分の子どもに教えて欲しい。子どもたちはデジタルネイティブであり、我々が想像できないアイデアが出てくる。そこには培われる能力と失われる能力が存在するが、そこをどう大人側が整理していくかということである。



図表 2-5-5 井上氏 資料(抜粋)



### 2.5.3 当日の様様

#### ①会場の様子



#### ②講演



#### ③パネルディスカッション



## 2.6 第6回 ～福岡県北九州市～

### 2.6.1 開催概要

図表 2-6-1 第6回 開催概要

項目	内容
タイトル	文部科学省委託事業「ケータイモラルキャラバン隊」 北九州市 PTA 協議会 研修会
開催日時	平成 25 年 3 月 2 日（土） 10:00～12:30
開催場所	黒崎ひびしんホール 中ホール
定員	300 名 参加者約 160 名
主催	情報通信総合研究所、文部科学省、北九州市 PTA 協議会
共催	安心ネットづくり促進協議会、北九州市教育委員会

図表 2-6-2 第6回 プログラム

<b>1.挨拶</b>
伊藤 一義（北九州市 PTA 協議会 会長） 丸田 圭一（北九州市教育委員会 生涯学習部長）
<b>2.文部科学省説明</b>
「ケータイモラル、情報等に関する小学校、中学校での取り組み」 川又 竹男（文部科学省 スポーツ・青少年局 青少年課長）
<b>3.総務省説明</b>
「スマートフォン等の安心・安全な利用環境の整備に向けた取り組み」 武永 次男（総務省 九州総合通信局 情報通信部 電気通信事業課長）
<b>4.講演</b>
「スマホ時代を生きていく子どもたちのために」 桑崎 剛（安心ネットづくり促進協議会 特別会員、熊本市立錦ヶ丘中学校 教頭）
<b>5.会場トークセッション</b>
「子どもたちが情報社会に向き合うために、どう取り組むか」 パネリスト：桑崎 剛（安心ネットづくり促進協議会 特別会員） 川又 竹男（文部科学省 スポーツ・青少年局 青少年課長） 山田 英嗣（ソフトバンクモバイル株式会社 渉外本部 約款・サービス部 移動通信課長、TCA 青少年有害対策部会） 西 雅彦（株式会社ディー・エヌ・エー カスマターサービス部長） コーディネーター：曾我 邦彦（社団法人 日本 PTA 全国協議会 元会長）

## 2.6.2 講演内容

### (1) PTA 挨拶

- ・北九州としては初めての取組である。
- ・本日の話は、是非単位 PTA にも持って帰って話し合っ欲しい。子どもが犯罪に巻き込まない街を作っていきたい。

### (2) 教育委員会挨拶

- ・携帯電話、スマホの普及に伴い、子どもがトラブルに巻き込まれる件数が増えている。
- ・教育委員会としても上記の問題に対して教員向け研修を行ったり、リーフレットを作成し配布したりといった取組を行っている。
- ・子どもに持たせるべきか、また正しい利用方法をどう教えるべきか悩んでいる保護者には、今日の内容を家庭に持ち帰り子どもとともに考えてほしい。

### (3) 文部科学省説明

- ・スポーツ・青少年局は、モノより体験が重要という考え方で、青少年の健全育成に取り組んでいる部署である。
- ・生活を便利にするツール。利用する人が、モラルを持って正しく使うことが重要。学校だけではなく、保護者がどのように向き合っていくか。家庭におけるルール作りがキーポイントとなる。

### (4) 総務省説明

- ・スマホ国内出荷台数の推進予測、青少年のインターネット利用動向、スマホの特性、フィルタリングサービスの仕組みの違い、総務省の取組、青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標 (ILAS)、について資料に基づき説明。

### (5) 講演

- ・「持込禁止」とは、学校には不要な道具は持ってこないという考え方である。ただし、個々の家庭の事情については学校に相談すべきだ。新学習指導要領では、「将来、携帯電話を持つことを前提とした教育」が示されている。子どもを守るとは、子どもが考え判断する場を設定し、精神的にたくましく育成することである。「寝た子を起こすな」という発想では解決しない。
- ・研修等のアンケート結果からもいろいろなことが読める。熊本県 PTA 研究大会の結果で、青少年の ICT 利用による「生活の乱れ」「親子のコミュニケーション不足」「いじめの加害者になること」等が保護者の持つ懸念であることが分かった。以前は、「使いすぎによる利用料金」がトップだった。
- ・出会い系サイトでのトラブルが減っている反面、SNS などコミュニケーションが図れる場所で

のトラブルが増えている。トラブル発生のフィールドが変わってきている。

・子どもが携帯電話・スマホを利用する際に、家庭で行うべきルール作りの視点としては、以下が挙げられる。

- ①子どもと話し合っってルールを作ること
- ②子どもが守れるルールを作ること
- ③ルール違反が明確になるルールを作ること
- ④ルールを気分次第で運用しないこと
- ⑤違反があった場合、次はどうすれば違反しないか子どもとともに考えること

・子どもに携帯電話・スマホを与えた保護者は子どもの変化に敏感になること、トラブルが起これば仕返ししない、家庭のルール作りが話し合える環境が重要といった意識をもつことが必要である。

・保護者の役割のポイントとしては、子どもがネットトラブルにあつたら、対応方法の選択をするところである。例えば、保護者からのアドバイスで済む問題なのか、専門機関への相談が必要なのかといった切り分けは保護者が行うべきものであり、そのための知識が保護者には求められる。

## (6) 会場トークセッション

・会場に参加している保護者以外へこの問題をどうやって伝えていくかが難しい。子どもに全く無関心の保護者もあり、そういう親に育てられている子どもがむしろ携帯電話を持っている。保護者への働き掛けだけでは子どもを守っていくことは難しいので、危険なサイトにアプローチすることを法的に取り締まるようなことができればいいのではないかと。

・学校でもその問題は同様に抱えている。今日のような研修に参加した人が子育てをする上で「得」をするというのが必要である。参加したからこそ有益な情報を得られているという「得」があることで、他の保護者も参加したいと思える。

・最近の就職活動ではインターネットは必需品といえる。大学 3～4 年生はインターネットの習熟度に大きな差がついている。企業の採用担当者は、必ず自社を希望する学生の SNS を見ていると言われている。たとえ子どもの頃の投稿ではあっても、適切な投稿をしないと、自分の足をすくわれる。アメリカでは社会的な背景から保護者が子どもを自ら守る意識が高いという話だが、日本でももっと保護者自身が子どもを守るという意識を持つべきである。

・法律で規制できる部分は規制するという考え方はある。実際、これまで子どもが巻き込まれるトラブルの原因は、どちらかというと大人が流している有害情報だったため、規制が有効だった。しかし現在では、SNS 等のコミュニケーションツールが原因となっている。コミュニケーションツールは正しく使えば有益なものである。使い方を間違っているということである。

・むしろこれまでは SNS の監視は通信の秘密といった法律が原因で、監視することが出来なかった。最近では、サイト運営側がトラブルを防止するためにチェックするというも行われている。

- 子どもが自分自身を守ること重要ではないか。しかし、保護者には自身の子どもの習熟度を判断するほど知識がない。免許制や検定試験など、子どものネットモラルのレベルを計測する尺度があればいいのではないか。
- 免許制については、以前にも議論されていたことはある。しかし、知識と安全に対する規範意識は別のものである。知識がなくても規範意識が高い子どもはいる。また、知識として安全面を理解していても、実践するかは別であり免許だけではトラブルは防ぎきれない。やはり意識啓発が非常に重要である。
- 事業者でもそういった取組を行っている。免許ではないが、自分自身のモラル度を「見える化」することは有効であり、指標が重要だと考える。
- PTA から全保護者に情報を届けることは到底できない。子どもに直接メッセージを送る方がよいのではないか。子ども自身が「変だ」と思う感覚を養うことは重要である。
- 家族みんなが集まる食卓は、むかしからコミュニケーションを図る場であった。今更、昔に戻ることはできないが、SNS をつかってコミュニケーションを図ることはできるだろう。そういったSNS の良さを感じて、賢く使っていくことが期待される。

図表 2-6-3 山田氏 資料(抜粋)

### フィルタリングは万能か？

- 内容に関するリスク**
  - ① 青少年にふさわしくないサイトを見てしまい、行動に影響する
- コミュニケーションに関するリスク**
  - ① 悪意を持った大人と出会ってしまい、被害に遭う
  - ② ネット上で他人をいじめてしまう
  - ③ 軽い気持ちで犯行予告を行う
- 課金に関するリスク**
  - ① 使い過ぎて請求が高額になる
- 情報漏えいに関するリスク**
  - ① アプリやウイルスにより、意図せず個人情報が増えすぎる
  - ② 配慮なく書き込み・写真を掲載し、個人情報が増えさせると

**フィルタリングや上限額設定等のサービスは万能ではない  
しかし、リスクの軽減に非常に有効**

12

### 最後に：事業者の今後の取組みについて

2009年4月1日より施行された、「青少年インターネット環境整備法」の基本理念に基づき、今後も各種取り組みを更に強化してまいります。

**青少年インターネット環境整備法** <青少年が安心してインターネットを利用できる環境を整備する法律> 11の1(基本理念)(抜粋)

**基本理念**

- 青少年の適切なインターネット活用能力習得 (教育機関に開いた情報の取扱い取組等)
- 青少年の有害情報閲覧機会の最小化
- 民間主導(政府は支援)

**スマートフォンの普及**

- フィルタリングサービスの更なる普及促進及び機能改善
  - フィルタリングサービスの原則適用の更なる徹底
  - 利用者の選択肢を広げるサービスの提供
- 携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの対処方法の啓発
  - 周知活動の強化
  - 関係者と連携した取組みの実施

13

図表 2-6-4 西氏 資料(抜粋)

### お客様との協力関係構築(通報制度など)

#### ■ 通報制度/ブラックリスト登録

お客様が、ルール違反者やサイト運営者に申告できるよう、通報ボタンを設置。通報を受けて監視人員がチェックし、必要に応じて削除、指導、ペナルティ付与などを行います。また、ブラックリスト登録機能の利用により、自分に對して嫌なこととしてくる相手の利用(メールや伝言板への書き込みなど)を使えなくすることができます。




13

### チェックリスト

#### ■ 我が家のルール チェックリスト

以下のルールを参考に、ご家庭でも我が家のルールについて考えてみましょう。

我が家の約束ごと

- ✓ ケータイの利用は、毎日 \_\_\_\_ 時までにする
- ✓ ネットでサイトに登録したときは、\_\_\_\_ に伝える
- ✓ 困ったときには、\_\_\_\_ に相談する
- ✓ ネットで書き込みなどをしたときは、相手を思いやる

#### ■ 保護者の方のチェックリスト

- ✓ 利用料金の上限を決めている
- ✓ ケータイのフィルタリングを利用する/解除する
- ✓ ネットやメールの利用時間を決めている
- ✓ 子どものケータイの利用用途を知っている
- ✓ 定期的に子どものケータイ利用について親子で話し合っている

14

## 2.6.3 当日の様様

### ① 文部科学省説明



### ② 講演



### ③ パネルディスカッション

